

茨城県報 第6115号

昭和48年5月4日

金曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

告示

	ページ
●換地処分があつた旨の届出(2件)(農地管理課).....	1
●道路区域の変更(3件)(道路維持課).....	2
●道路の供用開始(2件)(").....	3
●道路区域の決定(").....	4
●道路位置の指定及び廃止(建築指導課).....	4
●木材業者等の登録(県北農林事務所).....	5
●土地改良区役員の就退任(下館土地改良事務所).....	5

公告

●家畜人工授精講習会修業試験の合格者(畜産課).....	6
●土地立ち入り測量(3件)(用地課).....	7
●基本測量の実施(").....	8
●事業計画の変更認可(都市施設課).....	9
●住宅地造成事業の工事完了(建築指導課).....	9
●開発行為の工事完了(8件)(").....	10
●建築許可に関する聴聞(5件)(").....	13

告示

茨城県告示第477号

昭和47年10月12日付農管指令第260号をもつて認可した新利川土地改良区・平川地区の換地計画について、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法第54条第4項の規定により公示する。

昭和48年5月4日

茨城県知事 岩上二郎

茨城県告示第478号

昭和47年10月12日付農管指令第264号をもつて認可した新利根川土地改良区・新橋地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法第54条第4項の規定により公示する。

昭和48年5月4日

茨城県知事 岩上二郎

茨城県告示第479号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和48年5月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和48年5月4日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宇都宮笠間線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
笠間市片庭字仏の山1871番から	旧	メートル 最大 20.00 最小 5.00	メートル 3,400.00	
笠間市箱田字根廻 1481番の3まで	新	最大 65.00 最小 8.00	3,120.00	

茨城県告示第480号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和48年5月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和48年5月4日

茨城県知事 岩上二郎

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 118号線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡山方町大字舟生 字上河原1003番の2から	旧	メートル 最大 8.00 最小 4.50	メートル 517.00	
		最大 16.00 最小 10.00	491.50	
那珂郡山方町大字家和楽 字脇沢335番まで	新	最大 16.00 最小 10.00	491.50	

茨城県告示第481号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和48年5月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和48年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 成田小見川鹿島港線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡神栖町大字息栖 千葉県界から	旧	メートル 最大 4.50 最小 3.60	メートル 1,677	
鹿島郡神栖町大字息栖 字中妻2509番まで	新	最大 4.50 最小 3.60 最大 25.00 最小 4.50	1,677 1,860	

茨城県告示第482号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和48年5月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和48年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 一般国道 118号線
- 2 供用開始の区間 那珂郡山方町大字舟生字上河原1003番の2から
那珂郡山方町大字家和楽字脇沢335番まで
- 3 供用開始の期日 昭和48年5月4日

茨城県告示第483号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和48年5月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和48年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路線名 県道 宇都宮笠間線

- 2 供用開始の区間 笠間市片庭字仏の山1871番から
 笠間市箱田字根廻1481番の3まで
- 3 供用開始の期日 昭和48年5月4日

茨城県告示第484号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように決定する。
 その関係図面は、昭和48年5月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

昭和48年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

整理 番号	道路の 種 類	路 線 名	区 間	敷地の幅員	延 長	備 考
391	県 道	筑波公園線 永井線	筑波郡筑波町大字臼井 字鍋ヶ入2103番地から	メートル	メートル	
			新治郡新治村大字小野 字林場1291番地まで	140~11	9,890	

茨城県告示第485号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を次のとおり指定及び廃止したので建築基準法施行規則第
 10条の規定に基づき公示する。

昭和48年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

指 定

番 号	指定年月日	指 定 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
1	48.5.4	土浦市大字摩利山新田字宮前349-1	4.00	35.00
2	〃	〃 大字常名字新郭4302	4.00	23.10
3	〃	鹿島郡鹿島町大字宮中字須賀道4074-1, 4112-1	5.00	50.80
			4.00	44.50
			4.00	42.50

廃 止

番 号	廃止年月日	廃 止 の 位 置	道路幅員及び延長	
			幅 員 (m)	延 長 (m)
190~4	48.3.1	土浦市字深川町4369, 4368-1	4.50	34.35

茨城県告示第486号

茨城県木材業者等登録条例第5条第1項の規定により、次の者を木材業者等として登録したので、同条第3項の規定により公示する。

昭和48年5月4日

茨城県北農林事務所長 黒 岩 行 孝

第1種業者登録

登 録 番 号	登 録 年 月 日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代 表 者) (氏 名)	商 号 (名 称)	営 業 所 又 は 工 場		業 種
					所 在 地	名 称	
北農林 第2号	昭和 48. 4. 24	高萩市肥前町 1—107—2	関根 三郎	関根 林業	住所に同じ	前記に同じ	素材生産 販 売

茨城県告示第487号

真壁郡協和町大字門井1975番地に事務所をおく井出蛭沢堰土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨届け出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の項の規定により公告する。

昭和48年5月4日

茨城県下館土地改良事務所長 銭 谷 守 雄

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
真壁郡協和町大字桑山3369	理 事	大 島 久 重	理 事 長
〃 〃 大字井出蛭沢78の1	〃	枝 筆 三 郎	
〃 〃 〃 1168の1	〃	川 島 憲	
下館市大字茂田1555	〃	嶋 田 恭 一 郎	
真壁郡協和町大字蓮沼30	〃	中 野 金 一 郎	
〃 〃 大字桑山1682の1	〃	塙 正 中	
〃 〃 大字清水227	〃	吉 原 満	
〃 明野町大字村田1684	〃	大 吉 順 一	
〃 〃 大字内淀302の1	〃	水 柿 宇 一	
〃 〃 大字松原167	〃	木 村 武 雄	
〃 〃 大字鍋山497	監 事	大 木 武 雄	総 括 監 事
〃 協和町大字蓮沼149	〃	岩 淵 行 進	
〃 〃 大字下星谷129	〃	下 条 嘉 平 次	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
真壁郡協和町大字桑山3369	理 事	大 島 久 重	理 事 長

〃	〃	大字井出蛭沢78の1	〃	枝	筆三郎	
〃	〃	〃 1168の1	〃	川	島 憲	
〃	〃	大字横塚262	〃	中	里 太重	
〃	〃	大字蓮沼65の2	〃	岩	淵 信一	
〃	〃	大字桑山1682の1	〃	塙	正 中	
〃	〃	大字上星谷20の1	〃	吉	原 応助	
〃		明野町大字村田1531	〃	山	中 恒雄	
〃	〃	大字鍋山487	〃	大	木 正視	
〃	〃	大字松原167	〃	木	村 武雄	
〃		協和町大字知行270の1	〃	戸	頃 宗三郎	
〃		明野町大字松原2025	〃	清	水 敬男	
		下館市大字茂田1555	〃	嶋	田 恭一郎	総括監事

公 告

●家畜人工授精講習会修業試験の合格者

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項第2号の規定に基づく豚についての家畜人工授精に関する講習会を昭和48年3月19日から3月30日までの10日間茨城県養豚試験場で開催したが、修業試験の結果、次の者が合格した。

昭和48年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

番 号	氏 名	生年月日	住 所
1	園 部 次 雄	大12. 3. 1	水戸市加倉井町781
2	大 内 英 明	昭24. 5. 16	那珂湊市磯崎町3756
3	神 代 康	昭19. 3. 6	西茨城郡岩間町下郷4439—17
4	長谷川 幹 夫	昭28. 2. 16	〃 〃 市野谷385
5	飯 村 英	昭16. 4. 25	〃 七会村下赤沢576
6	依 康 一	昭25. 11. 26	東茨城郡内原村小林1068
7	福 田 誠	昭26. 1. 23	〃 茨城町常井488—1
8	吉 崎 昇	昭26. 1. 12	下館市玉戸122
9	浅 川 正 男	昭28. 3. 20	〃 〃 75
10	谷 野 政 雄	昭13. 7. 7	鹿島郡旭村造谷1071
11	新 堀 宏	昭22. 10. 15	〃 鉾田町鳥栖新田
12	藤 沼 哲 二	昭22. 7. 26	〃 旭村田崎3435
13	鹿 熊 修	昭26. 1. 25	稲敷郡江戸崎町稲波169
14	石 川 俊 一	昭22. 3. 1	新治郡出島村牛波1913

15	宮 本 正 幸	昭26. 9. 19	新治郡新治村大畑870
16	本 田 恒 雄	昭27. 12. 22	石岡市三村3774
17	長 谷 川 進	昭29. 3. 13	〃 〃 2440
18	宮 本 勝 行	昭24. 10. 29	筑波郡伊奈村青古新田86
19	大 島 巖	昭 5. 8. 29	〃 〃 戸崎873
20	成 島 克 己	昭28. 3. 8	〃 谷田部町中内283
21	斉 藤 昭 男	昭26. 1. 25	稲敷郡阿見町上条610
22	稲 葉 茂 平	昭28. 2. 19	結城市小田林640の2
23	海 老 沢 憲 弘	昭16. 8. 13	下妻市若柳甲359
24	中 村 泰 四 郎	昭 6. 6. 25	〃 平方71
25	岩 田 六 郎	昭 8. 1. 30	〃 横根773
26	栗 島 喜 好	昭24. 6. 22	〃 大木747の3
27	北 島 重 信	昭 3. 2. 2	水海道市大生郷423の2
28	高 橋 義 光	昭 3. 3. 24	真壁郡関城町木戸99
29	小 林 弘 志	昭28. 10. 3	猿島郡三和町尾崎2904の2
30	光 山 勝 一	昭14. 1. 28	〃 境町上小橋238
31	山 田 忠 男	昭26. 4. 7	稲敷郡江戸崎町江戸崎甲300の1
32	飯 塚 長 兵 衛	昭 6. 6. 13	〃 東村市崎431の1

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和48年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨城県知事
- 2 事業の種類 一級河川久慈川水系山田川総合開発事業
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
久慈郡水府村大字天下野字上河原及び字ツソクボ地内
〃 〃 大字下高倉字田ヶ町上, 字麓, 字竜神川, 字高手, 字南の沢, 字道下, 字弥次郎
及び字成ヶ根地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和48年5月4日から昭和49年3月25日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和48年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 潤沼自転車道建設工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
東茨城郡大洗町大字大貫町字向谷原、字砂並及び字陣屋向地内
" 常澄村大字秋成字新川東地内
" 茨城町大字下石崎字長州及び字前谷地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和48年5月4日から昭和48年12月25日まで

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和48年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道茨城鹿島線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
東茨城郡茨城町大字秋葉字学校東、字荒根、字道付及び字中道地内
" " 大字生井沢字下原地内
" " 大字鳥羽田字板沢、字往還付東、字三本松、字坂東、字三角山、字西山及び字
桜山地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和48年5月10日から昭和49年3月20日まで

●基本測量の実施

測量法第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨通知があつたので、同法第14条第3項の規定により公示する。

昭和48年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 測 量 機 関 建設省国土地理院

- 2 作 業 種 類 基本測量(国土基本図作成作業)
- 3 作 業 期 間 昭和48年4月20日から昭和49年2月28日まで
- 4 作 業 地 域 稲敷郡東村, 江戸崎町, 新利根村, 河内村, 阿見町
行方郡麻生町

●事業計画の変更認可

水戸勝田都市計画公園事業の事業計画の変更については, 昭和48年3月20日建設省告示第568号で認可した旨告示されたので, 都市計画法(昭和43年法律第100号)第66条の規定に基づき, 次のとおり公告する。

昭和48年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 都市計画事業の種類及び名称
水戸勝田都市計画公園事業
5, 6. 0 0 1 借楽園公園
- 2 施行者の名称 茨 城 県
- 3 事務所の所在地 水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県庁
- 4 事業地の所在 昭和43年建設省告示第3762号の事業地に水戸市大字常磐町字浦口, 大字見和町字坂上北川, 字坂下, 大字千波町字長町, 字あらた, 字千波山, 字せんたな並びに大字見川町字北沢, 字寺田, 字ちこく, 字長とら, 字志づく, 字とふさ駒及び字勝負見田地内を加える。

●住宅地造成事業の工事完了

旧住宅地造成事業に関する法律(昭和29年法律第160号)第12条第3項の規定にもとづき, 次の地域の工事が昭和48年4月5日に完了したことを公告する。

昭和48年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 工事を完了した施行地区又は工区に含まれる地域の名称
第3, 4工区
日立市小木津町字根柄2087番地, 2088番地, 2089番地, 2091番地—3, 2164番地, 2165番地, 2166番地—1, 2166番地—2, 2167番地, 2168番地, 2211番地, 2212番地, 2215番地, 2216番地, 2217番地, 2219番地, 2220番地, 2221番地—1, 2221番地—2, 2222番地—1, 2222番地—2, 2223番地—1, 2223番地—2, 2224番地—2, 2224番地—3, 2230番地, 2231番地, 字角坂2237番地, 2239番地—1, 2240番地—1
- 2 事業主の住所及び氏名
日立市宮田町1丁目2番16号

日立宅地開発株式会社

代表取締役 石川 信太郎

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和48年3月27日に完了したことを公告する。

昭和48年5月4日

茨城県知事 岩上 二郎

1 工事を完了した施行地区に含まれる地域の名称

北相馬郡守谷町守谷字黒内甲2328番地—2

2 事業主の住所及び氏名

東京都台東区寿1—18—10

佐久間 熙堂 代表取締役 佐久間 ツ子ヨ

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和48年4月5日に完了したことを公告する。

昭和48年5月4日

茨城県知事 岩上 二郎

1 工事を完了した施行地区に含まれる地域の名称

北相馬郡藤代町大字谷中字中道108番地—1・109番地合併の一部、108番地—3、字元畑279番地—2、279番地—6、280番地—2、281番地、282番地、283番地—1、283番地—3、284番地、284番地—1、284番地—2、285番地、286番地—1、286番地—2、286番地—3、287番地、289番地—1、291番地—1、291番地—2・291番地—3合併、294番地、301番地、302番地—1、303番地、304番地、305番地、306番地、307番地、308番地、309番地、310番地、311番地、312番地—1、312番地—2、313番地、314番地、315番地、316番地、317番地、318番地・319番地—1合併、319番地、320番地、321番地、321番地—2、366番地—2、366番地—3、367番地、368番地、369番地、377番地、378番地、381番地、382番地、430番地—1、430番地—2、431番地—1、431番地—2、431番地—3、431番地—4、432番地—1、432番地—2、434番地、435番地、436番地—1、436番地—2、436番地—3、437番地、438番地—2の一部、438番地—3、438番地—4、439番地、440番地—1、440番地—2

2 事業主の住所及び氏名

東京都渋谷区神宮前6—12—15

東カン株式会社

代表取締役 竹井 博友

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和48年4月10日に完了したことを公告する。

昭和48年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事を完了した施行地区に含まれる地域の名称

竜ヶ崎市川原代町字古川1182番地—1，字古川余後1204番地—1，1204番地—7，字屋敷添104番地—7

2 事業主の住所及び氏名

竜ヶ崎市4274番地—1
財団法人竜ヶ崎市開発公社
理事長 岡 田 宇三郎

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和48年4月24日に完了したことを公告する。

昭和48年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事が完了した施行地区又は工区に含まれる地域の名称

水戸市見和町字曲手ヨリ東71番の2，78番の6

2 事業主の住所及び氏名

水戸市見和町51番地
橋 本 貞 弥

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和48年3月23日に完了したことを公告する。

昭和48年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事が完了した施行地区又は工区に含まれる地域の名称

土浦市大字中貫字稲荷山669番の41，同番の42，同番の44，同番の45，同番の46，同番の50

2 事業主の住所及び氏名

土浦市4595番
黒 田 孝 治

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和48年3月23日に完了したことを公告する。

昭和48年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事が完了した施行地区又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡茎崎村大字佐貫町字牛久沼1099番, 1100番

2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡茎崎村大字小茎207

富 山 三 郎

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和48年4月13日に完了したことを公告する。

昭和48年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1. 工事が完了した施行地区又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡総和町大字水海字上谷津2951番地, 2952番地—1, 2952番地—2, 2953番地, 2953番地—1, 2953番地—2, 2953番地—3

2 事業主の住所及び氏名

東京都荒川区東日暮里6—28—5

株式会社坂入産業

坂 人 正 昭

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和48年2月28日に完了したことを公告する。

昭和48年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事が完了した施行地区又は工区に含まれる地域の名称

土浦市大字上高津字大堀155番地, 大字中高津字西谷ツ933番地, 字大堀991番地, 992番地, 字天川1071番地, 字龍善寺1072番地, 1073番地, 1074番地, 大字下高津字西谷ツ1342番地, 1343番地, 1344番地, 1345番地, 1346番地, 1347番地, 1348番地, 1349番地, 1349番地—1, 1350番地, 1351番地, 1352番地, 1353番地, 1354番地, 1355番地, 1356番地, 1357番地, 1358番地

2 事業主の住所及び氏名

土浦市西大町1212-4

株式会社中常

代表取締役 中 山 均

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和48年5月4日、

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 聴 聞 期 日 昭和48年5月9日 午後3時
- 2 聴 聞 場 所 水戸市千波町627
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。
料理店(風俗営業)の増築
- 4 申請者住所氏名 水戸市千波町627 城 田 幸 子
- 5 建築物構造規模 鉄筋コンクリート造地下1階, 地上3階
地下1階, 地上1階, 735.44 m^2 (料理部)
申請以外部分 1,601.854 m^2 (旅館, レストラン)
- 6 建築物の位置 水戸市千波町627
- 7 敷 地 面 積 3,877.307 m^2

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第48条第9項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和48年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 聴 聞 期 日 昭和48年5月9日 午前11時
- 2 聴 聞 場 所 水戸市見川町字中山2563-82
- 3 聴 聞 事 項 第2種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。
工場の増築(電子機器の組立工場の研究室)
- 4 申請者住所氏名 水戸市見川町字中山2563-82
池上通信機株式会社 宮 地 武 雄
- 5 建築物構造規模 鉄骨造平家建 71.28 m^2 既存2,084.4095 m^2 (工場, 事務室)
原動機4.25KW増設 15.75KW既設
- 6 建築物の位置 水戸市見川町字中山2563-82
- 7 敷 地 面 積 5,619.83 m^2

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和48年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 聴聞期日 昭和48年5月10日 午後3時
- 2 聴聞場所 鹿島郡鹿島町大字宮中字三笠山5176—10
- 3 聴聞事項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。
旅館の一部を料理店(風俗営業)に用途変更
- 4 申請者住所氏名 鹿島郡鹿島町大字宮中2105—1
大川 あ い
- 5 建築物構造規模 鉄骨造2階建 370.28 m^2 既存424.89 m^2 (旅館)
- 6 建築物の位置 鹿島郡鹿島町大字宮中字三笠山5176—10
- 7 敷地面積 920.48 m^2

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和48年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 聴聞期日 昭和48年5月11日 午後3時
- 2 聴聞場所 古河市大字大山1491—2
- 3 聴聞事項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。
原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50 m^2 をこえるもの
(機械部品の加工場の増築)
- 4 申請者住所氏名 古河市大字大山1—1517
北 島 照 夫
- 5 建築物構造規模 鉄骨造平家建 122.49 m^2 既存107.83 m^2 (工場,住宅)
原動機30KW新設
- 6 建築物の位置 古河市大字大山1—1517
- 7 敷地面積 412.5 m^2

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和48年5月4日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

- 1 聴 聞 期 日 昭和48年5月11日 午後3時
 - 2 聴 聞 場 所 古河市大字大山1491-2
 - 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。
原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡をこえるもの
(機械部品加工場の新築)
 - 4 申請者住所氏名 古河市大字大山1-1517
北 島 照 夫
 - 5 建築物構造規模 鉄骨造2階建 336.6㎡
原動機48KW新設
 - 6 建築物の位置 古河市大字大山1491-2
 - 7 敷 地 面 積 1,207.5㎡
-

▷ 県政の総覧 - 県民の六法 ◁

茨 城 県 報

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は、昭和47年4月1日から送料とも1カ月300円です。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 300円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所